

民法重要法律用語の言換え

大河原 眞 美 西 口 元

Glossary of key Terms Used in the Japanese Civil Code

Mami Hiraike OKAWARA, Hajime NISHIGUCHI

1、民法はどうしてあるの？

封建制度が崩れ近代国家が成立するようになると、市民は自由な経済活動ができるようになりました。しかし、自由な経済活動をそのままにしておくと、経済力のある人が活動を有利に進めて、経済力のない人は不利な立場におかれます。自由な経済活動は制度として保証する必要性がでてきました。市民の自由な経済活動について国家からの介入がなく、市民間で自由な経済活動を保つためのルールを作ることになったのです。このようなルールを集めたものとして民法という法律ができました。一口で言えば、民法は市民社会のルールです。

市民社会のルールの基本は、市民が国家の干渉を受けずに自由に経済活動を行うことができることです。国家の干渉を受けずに市民の取引を確実にするために、市民が自らの意思で取引する時に、取引による権利を得ることができ、また、取引の義務を負う仕組みが必要です。もう少し具体的に言えば、会社や個人の間でする取引で、どういう取引をするかは、原則として自由であるということを保証する仕組みが必要となり、民法がその役割を担っているのです。

2、契約とは何ですか？

私達がどういう取引をするかは自由ですが、取引にあたっては、いろいろな取決めや約束をします。この取決めや約束のことを契約と言います。どういう内容の契約をするかは自由ですが、自分で決めてした契約については、それを守る責任が出てきます。

例を挙げて考えてみましょう。

林さんは、軽自動車のハスラーのターボに1年半乗っていますが、軽自動車ではなく普通車に乗りたくなりました。燃費のいい軽自動車になれているので、普通車でも燃費が気になり、プリ

ウスに決めました。しかし、プリウスは、グレードの低いものでも新車は300万円はするので、林さんは、中古で探してみました。その結果、年式は2010年なので7年落ちと少し古く、走行距離は9.8万キロと結構乗ってある車ですが、1.8Gツーリングセレクション レザーパッケージとグレードが高いのが見つかりました。値段は150万円です。ハスラーを仮に100万円で下取ってもらえれば、50万円の持ち出しですみます。ところが、中古車業者のハスラーの査定が低く、85万円と言われてしまいました。65万円の持ち出しはきついです。

林さんの友達の森さんは、乗っている車の調子が悪く、通勤には車はいるし困っていると林さんにぼやいていました。林さんは、ハスラーを下取りに出すのではなく、森さんに買ってもらおうと考えました。森さんは、林さんのハスラーならそれは有難い話だと思いました。林さんはきれい好きなのでハスラーは外も中もきれいだし、丁寧に乗っているのを知っているので安心です。

林さんにとっても、森さんにハスラーを100万円で買ってもらえれば、その代金をプリウスの購入にあてられます。そこで、林さんは、森さんに100万円で買って欲しくないかと話してみました。森さんは、「はい、わかった」と言いました。ここで、林さんの「売りたい」、森さんの「買いたい」という気持ちが一致したので、契約が成立したということになります。これは売買契約と呼ばれる契約です。

3、売買契約を法律的に考えてみましょう。

林さんと森さんのハスラーの売り買いのような売買契約の根拠は、民法にちゃんと書いてあります。1044条もある民法の真ん中より後ろの555条です。

売買（555条）

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

随分回りくどく今一つ何を言っているかわかりませんね。これをハスラーの売買の話に戻して考えると、次のようになります。

林さんは森さんにハスラーを売ると言って、森さんは100万円を払うと言うと、売買契約は成立します。売買契約が成立すると、林さんは森さんにハスラーを引き渡し、森さんは林さんにハスラーの代金を払うことになります。林さんがいつまでたってもハスラーを森さんに引き渡さなかったり、森さんがお金を払うのを逃げていたら、大問題になりますよね。

では、ハスラーの売買を「売買（555条）」の条文にあてはめてみましょう。「林さんがハスラーを森さんに100万円で売ることを約束し、森さんが林さんに代金100万円を払うことを約束する

ことによって、売買契約が成立します。」となります。ハスラーを100万円という価格で売買するというので林さんと森さんの売り買いの気持ちが一致しました。このような気持ちを専門用語では「意思」といいます。このように意思が一致すると、法律では契約が成立したことになります。

4、民法の条文についてもう少し考えてみましょう。

「林さんがハスラーを森さんに100万円で売ることがを約束し、森さんが林さんに代金100万円を払うことを約束することによって、売買契約が成立し、林さんは、ハスラーを引き渡さなければなりませんし、森さんは、その代金を支払わなければなりません。」は、定式化すると、「○○と△△の二つの事実があれば、◇◇という行為になり、その結果、□□という効果が発生する」と言えますよね。○○は、林さんの売るという意思、△△は、森さんの代金を払うという意思で、◇◇は契約の成立です。実際に民法の他の条文を見ても、この「○○と△△の二つの事実があれば、◇◇という行為になり、□□という結果が発生する」というパターンが基礎になっていることがわかります。

この林さんの売の意思である○○と森さんの代金を払う意思である△△は、民法では、法律上意味がある事実のため、法律事実と呼びます。そして、法律事実である○○と△△があるならば、◇◇という行為になります。すなわち、「○○と△△の二つの事実」は、◇◇という行為の要素になります。その結果、この行為も、法律上意味がありますから、法律行為と呼ばれます。法律行為の結果、どんな結果が生じるかと言うと、林さんは森さんからハスラーの代金をもらえること、森さんはハスラーが自分の車になることです。この結果も、法律上意味があるので、法律効果と呼ばれます。このように、法律行為は、法律効果の要件となっていますので、法律要件になります、

林さんがハスラーを売るという気持ちを示すことを意思表示と言います。また、森さんがハスラーを買うという気持ちを示すことも意思表示です。林さんと森さんの気持ちが合致すると、売買契約という法律行為が成立することになります。

急に、意思表示はともかく、法律事実、法律行為、法律要件、法律効果という聞いたことがないことばが出てきて、しかも単純な売り買いの場面を随分細かく分けて、その細かい場面にこれらのことばを貼り付けているので、混乱しそうですよね。なぜこのような細分化があるかと言うと、取引でもめた時の調整に役立つからです。そもそも契約として成立しているのか。成立していないのであれば、無効にできないのか。成立しているとしても、損害賠償を請求できるのかなどです。少し整理してみましょう。

林さんが「売りたい」と森さんに言い、森さんが林さんに「買いたい」と言うことは売り買い

の意思表示です。次のステップですが、「林さんが売りますという意思を表示すること」と「森さんが買いますという意思を表示すること」は法律事実で、林さんと森さんの間で「売ります」と「買います」という約束することによって、「売買契約」という法律行為が成立したことになります。「売買契約」という法律行為が成立したこと、即ち、「林さんと森さんの間で「売ります」と「買います」という約束があったこと」は法律要件と理解されます。この法律要件の結果、林さんは車の代金がもらえ、森さんは車が自分のものになり、これを法律効果と言います。

5、契約をする人について考えてみましょう。

林さんと森さんのハスラーの売買はうまくいきました。林さんは100万円をもらってプリウスの購入代金にあてることができ、森さんはもうハスラーに乗っています。

さて、このような契約は誰でもできるのでしょうか。林さんと森さんは友達でよく知っているから問題がありませんが、なかには人を騙す悪い人もいます。うまく丸め込まれる場合もあります。契約をする人が契約の内容が理解できるかは重要なことです。民法では、契約の内容を理解できる能力の程度について細かく分けています。

民法では、人間は、生まれてから死ぬまでの間、契約などを行う人間としての資格があると考えます。これを権利能力と言います。とは言っても、幼児と大人とでは判断力に違いがあります。契約の有効性などを考える上で、どの程度の年齢ならどの程度判断できるかについて考えておかなければなりません。

民法では、自分のやっていることの意味がわかる判断力を意思能力と呼びます。「意思」ということばを使っているのでわかりにくいですね。意思能力は、およそ7～10歳程度の判断力と考えられています。意思能力がないとされるのは、7～10歳以下の子供だけではありません。大人でも精神障害者は意思能力がないとされます。また、健常な人でも泥酔中の状態は意思能力がないと考えられています。

泥酔中の林さんが悪い人に引っかかって、ハスラーを100万円ではなく100円で売る契約書にサインしてしまったとしましょう。契約を署名したその時は、自分は酔っぱらっていて7～10歳以下の判断力しかなかったと言っても、泥酔状態から回復していつもの林さんの状態では証明するのは難しいですよ。

泥酔というのは一過性の状態ですが、認知症の高齢者であるとそのような状態は続きますね。若者であっても年齢が低いと社会のしくみに疎く騙されやすいですね。民法では、能力不足の状態が一定期間続くと思われる未成年者や認知症の高齢者らに画一的な基準を設けて、この基準を満たせない者がした行為は、その時判断力があつたかどうかは問題にしないで、その契約を取り消すことができるとしました。この画一的な基準を行為能力と呼びます。行為能力は、他人の力を借りないで自分一人で契約などの内容がわかって自分はこれこれをするという意思表示ができ

る資格のことです。未成年者で考えると、未成年者は行為能力がないとされているので、未成年者のした契約は取り消すことができます。

権利能力は、人間が生まれながら持っている市民生活をおくるうえでの人間としての資格のよなものです。意思能力は、7～10歳程度の判断能力です。行為能力は、一人で契約などの内容がわかって有効な契約ができる資格を言います。

6、動産って動く物を指すのでしょうか？

林さんと森さんの売買契約は、ハスラーの売買でしたね。車も値段のはる買い物ですが、もっと高い買い物に家や土地がありますね。土地が不動産であることは言うまでもありません。土地に引っついていて、即ち定着している物は、不動産になります。土地の上の建物も不動産です。建物だけでなく土地にある石垣、池なども不動産になります。建物だけ買うことができることから、建物は土地とは別の不動産であることがわかりますね。でも、庭石や石垣や池は、土地と切り離して売買するのは難しいので、土地と一緒に取引される不動産です。不動産と似たことばに動産があります。動産は、不動産以外のものを指し、車も入ります。動く物だから動産というわけではありません。

7、債権って、よく聞くけど何でしょうか？

債権は、他の人にあれこれやってくれと頼む権利のことです。林さんと森さんのハスラーの売買だと、林さんは森さんにハスラーの代金を払うように要求する権利があり、森さんは林さんにハスラーの引き渡しを求める権利がありますよね。このように特定の者が他の特定の者に対して一定の行為を請求することができる権利を債権と言います。他の者に対して一定の行為を請求することなく特定の物を直接支配することができる権利である物権とは異なります。所有権等が物権になります。

8、債務不履行って何ですか？

林さんは森さんにハスラーを売ると約束して、森さんから100万円を受け取りました。当然、林さんは森さんにハスラーを引き渡さなければなりません。ところが、林さんは、そのハスラーを手放すのが惜しくなってきました。森さんに引き渡すのをぐずぐずしています。このように、約束を果たさないことを債務不履行と言います。

9、それでは、よく聞く不法行為って何ですか？

林さんはハスラーを売って中古のプリウスに乗っていますよね。林さんはそのお気に入りのプリウスで横川から軽井沢まで旧道を使ってドライブをすることにしました。カーブが多く、紅葉の彩も麓から標高が高くなると鮮やかになりドライブが楽しめるルートです。麓の坂本あたりを走っている時、急に猿が飛び出してきました。ハンドルを左に切りましたが、スピードを出していたためうまく切れず、道路の左脇を走っていた自転車にぶつかってしまいました。自転車に乗っていた高校生は大けがをしまいました。この場合、林さんの自転車にぶつかるという運転は、高校生に被害を与えるという法律事実となります。このように被害を与える行為のことを不法行為と言います。

10、取消し、撤回、無効は、同じでないって、知っていましたか？

取消しも撤回も、日常では同じように使われます。実際に政治家は、「発言が誤解を招いたのであれば、撤回する」とよく言います。しかし、法律の世界では、行為の効力について、いつの時点から無しにするのか、すなわち、初めから無しなのか、いや、これから無しにするかで、ことばの使い方が違ってきます。

法律における取消しは、どんなときにもできるものではありません。詐欺にあった場合や、無理強いされた場合や、未成年などが契約を結んでしまった場合に限られます。法律行為に特定の問題がある場合に、「取り消します」という意思表示をして、その行為をした時点に立ち戻って、初めから無効であったことにすることを、取消しと言います。

撤回は、林さんが森さんにハスラーをただであげると言ったとします。しかし、林さんは、急にお金が必要となり、ただであげるのをやめると言いました。このような場合、林さんの「やめる」という意思表示によって、森さんにハスラーを引き渡すという法律効果を将来に向けて無しにしますね。これを撤回と言います。

無効は、会社の仕事の内容がよくわからないうちに働きますと言ったら、よくよく聞くと、その仕事は振り込め詐欺の受け子であった。働くという契約を結んでも、そもそもその仕事内容が犯罪行為です。違法行為ですので、このような労働契約を守る義務はありません。このような約束は、取消しとは異なり、「無効にします」などといった何らの主張がなくても、当然、初めから効果がなかったものとされています。法律行為自体が違法行為であったときのように、何ら主張がなくてもその行為が当初から効果が生じないことを、無効と言います。

取消しは過去に遡ってなしにすることで、撤回は将来に向けてなしにすることで、無効は何ら

主張がなくても初めから効果が生じないことです。政治家の「発言が誤解を招いたのであれば、撤回する」は、過去に遡って誤りを訂正することですから、正しくは「発言が誤解を招いたのであれば、取り消します。」ですね。

(おおかわら まみ・高崎経済大学地域政策学部教授)

(にしぐち はじめ・早稲田大学大学院法務研究科教授／元裁判官)